

大総務第 72 号
令和 2 年 9 月 18 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 阪口 彰洋 様

大阪市総務局長 谷川 友彦
(担当：行政部総務課法人グループ)

報告書

令和 2 年 8 月 31 日付けで大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「要綱」という。）第 13 条第 6 項の規定に基づき大阪市都市交通局長から大阪シティバス株式会社の中期計画の内容の報告がありましたので、要綱第 13 条第 8 項の規定に基づき報告します。

なお、要綱第 13 条第 7 項の規定に基づく、大阪市総務局長からの意見は添付資料「意見書」のとおりです。

（添付資料）

- ・ 中期計画の概要
- ・ 中期計画
- ・ 意見書

【中期計画の概要】

団体名	大阪シティバス株式会社	所管所属名	都市交通局
-----	-------------	-------	-------

1. 当該団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容
市営バス事業を民営化し当該法人に事業を一括譲渡するに際して、本市が策定した「バス事業引継ぎ（民営化）プラン」の内容を着実に実現すること。

中期目標	中期計画							
2. 期間								
令和2年5月1日から令和8年3月31日までの6年間	令和2年5月1日から令和8年3月31日までの6年間							
3. 外郭団体の事業経営の具体的な内容								
市民への良好な生活環境や活発な都市活動を支える都市交通基盤の確立に寄与するため、採算性の確保が困難なバス路線も含めた市内交通ネットワークの維持・充実に向けて取り組むこと。 さらに、サービス水準の維持に加えて、利用者ニーズのある系統の増回、その他様々な運行サービスの導入・検討など、その充実に取り組むこと。	・大阪市から引き継いだ路線・サービスの維持向上 ・安全運転のための取組み（ドライバー異常時対応システムの整備） ・新たな移動需要の掘り起こしや新規事業への取組みの検討・実施（オンデマンドバス実証実験を含む）							
4. 中期目標・計画（期間）における外郭団体の各事業年度の事業経営についての目標								
【指標の例】 下記指標及び目標に同じ	指標Ⅰ	バス路線・サービスの維持向上						
	評価対象期間	令和2年5月1日から令和8年3月31日までの6年間						
【参考】行政目的又は施策によって実現しようとする状態を示す指標及び目標（※大阪市）	指標Ⅱ	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		目標値	引き継ぎ時の86系統による路線、運行回数、運賃の水準維持					
指標	民営化時に引き継いだ乗合バスのサービス水準維持	評価対象期間						
目標値	民営化から10年間（令和9（2027）年度まで）の引き継ぎ時の86系統による路線、運行回数、運賃の水準維持 （ただし中期目標年度は大阪市高速電気軌道(株)と合わせて令和7（2025）年度とする）	目標値						

【中期計画の概要】

団体名	大阪シティバス株式会社	所管所属名	都市交通局
-----	-------------	-------	-------

5. 「事業経営評価等に関する指針」において中期計画に定めることとした各事業年度の財務運営についての目標						6. 所管所属の見解					
指標Ⅰ	未定					<p>・事業経営の指標について、総括的な記載となっているが、現行の86系統による一般路線バスのサービス水準の維持が第一義である計画の性質上、やむを得ないとする。</p> <p>また、持続的・安定的にサービスを提供していくための方策については、具体の工程を年度ごとに分け難い。</p> <p>安全対策、新規事業（実証実験を含む）等の取り組みは、事業採算性が厳しい経営環境のなかで、設備投資（資産取得）の財源の捻出、その他法整備等の課題を勘案しながら、複数年度にわたり検討し、環境が整い次第順次実施していくものであるため。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期が不明な中、各事業に与える影響を予測することが非常に困難な状況にある。</p> <p>しかしながら、本市外郭団体の監理趣旨をふまえ、会社として合理的な事業計画（年度計画）を策定するタイミングに合わせて、できる限り適切な指標を設定できるよう調整してまいりたい。</p> <p>・財務運営の目標については、営業利益等の目標が設定できない状況にあるが、状況等を鑑み、やむを得ないものとする。</p> <p>Osaka Metro Groupにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期が不明な状態が続いている中、業績に与える影響を予測することが非常に困難な状況にあることから、営業利益や業績見通し等を「未定」としているため。</p> <p>現在、社内で事業計画（年度計画）等の検討が進められており、今後業績見通し等の合理的な算出が可能となったタイミングに合わせて、できる限り適切な目標を設定できるよう調整してまいりたい。</p>					
(指標の説明)											
目標値	未定										
指標Ⅱ											
(指標の説明)											
目標値											

「外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】」達成に向けた
中期計画の策定について（案）

大阪市の外郭団体として、大阪市が行政目的又は施策の達成のために当社に求める役割を果たすための当社の計画（中期計画）を策定する。

【大阪市が当社に求める役割】

市営バス事業を民営化し事業を一括譲渡するに際して策定した「バス事業引継ぎ（民営化）プラン」の内容を着実に実現するため、乗合バス事業の路線・サービスを持続的・安定的に提供すること

1 中期計画の期間

2020年5月1日から2026年3月31日までの6年間

2 基本方針

- (1) 大阪市から引き継いだ路線・サービスの維持向上
- (2) 安全を最優先にサービス向上に努める
- (3) 新たな移動需要の掘り起こしや新規事業への取組みの推進

3 経営課題・事業課題、その対策

「2020年5月29日発表のOsaka Metro Group 2018-2025年度 中期経営計画（2020年度改訂版）」を参照

4 具体の取組み

【バス路線・サービスの維持向上】

安全・安心の追求、利便性・快適性、接客・接遇サービスの向上、経営基盤の強化を図ることで、バスサービスを将来にわたって安全・安心に、また持続的・安定的に提供し、地域の公共交通機関としての使命を果たす。

- ・ 一括して譲り受けた86系統の一般路線バスのサービス水準の維持・発展に取り組む

【安全運転のための取組み】

バスの安全・安心の更なる向上に向け、社員に対する教育に加え、様々な

技術の進展を踏まえ、ハード面では 2025 年度までに全てのバス車両に対し、衝突防止補助システムなどの安全支援装置を導入

① 衝突防止補助システム

前方を映す単眼カメラから得た情報を基に、ドライバーが自ら回避行動をとれるアイコン表示と警報音で事故の危険性を知らせ、適切な運転操作を促すことで交通事故の発生の低減を図る。

(衝突防止補助システム)



② バス接近注意喚起放送装置

自転車・歩行者等に対して、音声で「バスの接近」を知らせる装置。天井部に取り付けたスピーカーから走行中は常時、音声による注意喚起を繰り返し行うことで、運転士及び自転車・歩行者等の双方が気づかずに発生する事故の減少を図る。

(バス接近注意喚起放送装置)



③ ドライバー異常時対応システム

ドライバーが急病等で運転操作の継続が困難となった場合に、ドライバー自身もしくは乗客がスイッチを押すことで徐々に速度を落として停止させる。

(ドライバー異常時対応システム)

・非常ブレーキスイッチ…客席



・非常ブレーキスイッチ…運転席(解除機能付)



④ 社員教育

- ・ サービス介助士の資格取得
- ・ 各種研修の実施
- ・ 運転・接客競技会

【潜在需要の掘り起こし】

PR強化により潜在需要を掘り起こし、必要不可欠な交通インフラである市内路線バスの維持発展に注力

- ・ 地域へのPRによる徒歩からの転換等も含めた新たな移動需要の掘り起こし
- ・ 人流データの分析による効果的な路線・サービスの設定

【利便性・快適性】

路線バスだけでなく、幅広い移動ニーズへの対応を目指し、新規事業への取組みを推進

① 空港バス

2020年4月から運行開始

② 中距離バス・観光バス

大阪府内及び近接県への移動動向の把握、需要を調査しつつ運行計画を検討

【オンデマンドバスの運行】

需要に応じた随時運行による利便性の向上、需要に合った運行モデルへの移行を推進するため、実証実験により、新たな需要喚起につながる運行方法を確立

- ・ 実証実験の実施
- ・ 実験結果のデータ分析、実用化に向けての検証

中期計画期間の実績目標

項目	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025
一般路線バス（86系統）のサービス水準の維持・発展							
衝突防止補助システムの導入							
バス接近注意喚起放送装置の導入		全車完了					
ドライバー異常時対応システムの導入							
サービス介助士資格取得		100%					
各種研修の実施		随時					
運転・接客競技会		年1回					
人流データの分析による路線・サービスの設計		検討					実施
誘客キャンペーンの実施		適時					
空港バスの運行		実施					
中距離バス・観光バスの運行		検討					
オンデマンドバスの運行		実証実験実施					

令和2年9月18日

都市交通局長 様

総務局長

(担当：行政部総務課法人グループ)

意見書

令和2年8月31日付け「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱の規定に基づく中期計画の報告について」により報告のありました大阪シティバス株式会社（以下「本件団体」といいます。）に係る中期計画（以下「本件計画」といいます。）の内容について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「要綱」という。）第13条第7項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

1 意見

外郭団体である本件団体の所管所属として、要綱第13条の規定による中期計画作成の趣旨を十分に踏まえ、中期目標に示された内容及び目標を達成する具体的な道筋・工程について、現時点においてこれを明らかにすることができないとしても、明らかにできない理由や明らかにする時期等を明記するなど、本件計画が中期計画を作成する趣旨にのっとったものとなるように、本件団体に対し、その内容について再検討するよう求めるべきである。

2 理由

貴局が策定した中期目標では、本件団体が行うべき事業経営の具体的な内容として「市内交通ネットワークの維持・充実」と「利用者ニーズのある系統の増回その他様々な運行サービスの導入・検討などサービス水準の充実」に取り組むこととされている一方で、その指標として「民営化時に引き継いだ乗合バスのサービス水準維持」、目標値として「引き継ぎ時の86系統による路線、運行回数、運賃の水準の10年間の維持」が掲げられており、このことからすると、貴局は中期目標において本件団体が行うべき事業経営の内容を「民営化時に引き継いだ乗合バスの路線、運行回数、運賃の水準を維持する取組を行うこと」とし、その具体的な内容は、本件団体の主体的な判断・決定に委ねることとしているものと考えられる。

しかるところ、本件計画において本件団体が行うべき事業経営の具体的な内容として掲げられているのは、①大阪市から引き継いだ路線・サービスの維持向上、②安全運転のための取組、③新たな移動需要の掘り起こしや新規事業への取組みの検討・実施とされているのみで、具体性のあるものとはなっていない。

そもそも中期計画を作成する趣旨は、中期目標の期間内に中期目標に示された目標をどのように達成していくのかについて、当該期間を見通した各外郭団体の事業経営を監理するため、

当該期間における目標達成に向けた具体的な道筋・工程を明らかにするものである。

したがって、本件計画においては、前記①のような抽象的な内容ではなく、「民営化時に引き継いだ乗合バスの路線、運行回数、運賃の水準を維持する」ために具体的にどのようなことについて、どのようなスケジュールで取り組むのかが明らかにされるべきである。

また、前記②及び③については、これらの取組が「民営化時に引き継いだ乗合バスの路線、運行回数、運賃の水準を維持する」ためのものというのであれば、どのような理由でそうなるのかを明らかにした上で、前記①と同様に、具体的にどのようなことについて、どのようなスケジュールで取り組むのかが明らかにされるべきである。

この点、本件計画についての貴局の見解が示されているが、いずれも指標の設定に関するものであって、本件団体が行うべき事業経営の内容が具体的に示されていないことについての見解は示されていない。

また、貴局の見解において触れられているように、新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期が不明な中、各事業に与える影響を予測することが非常に困難な状況にあり、仮にこのことが原因で「民営化時に引き継いだ乗合バスの路線、運行回数、運賃の水準を維持する」ための具体的な取組内容を明らかにすることができないとしても、そうした状況が中期目標の期間の終了時まで継続するという前提でない限り、本件団体は、事業体として中期目標の期間内のいずれかの時点で中期目標に示した目標の達成に向けた事業の具体的な道筋・工程を決定して取り組むことになると考えられる。

中期計画を作成する趣旨が中期目標の期間における中期目標に示した目標達成に向けた具体的な道筋・工程を明らかにするものであることからすれば、本件計画が中期目標の期間を前提にした中期計画である以上、本件計画においては、仮に現時点で中期目標に示された目標を達成するための具体的な道筋・工程を決定することができないとしても、少なくとも、その理由及び中期目標の期間のどの段階で具体的な道筋・工程を決定するのかを明らかにし、その上で、具体的な道筋・工程を決定することができる段階で本件計画の改定をすべきである。

以上の理由により、本件団体の所管所属として、本件団体を通じて本市の施策目的を達成するために本件団体の事業経営の監理を適正かつ効果的に行っていく観点から、本件団体に対し、本件計画が要綱第 13 条の規定による中期計画作成の趣旨にのっとりたものとなるように、その内容について再検討するよう求めるべきである。